別紙１

基　本　仕　様　書

愛知県（以下「甲」という。）が、「介護の日」をテーマとした介護と介護職の理解促進を図るための特別番組の放送や、ＰＲ活動を行うのに必要な、企画・運営及びこれに付随する業務一式を委託し実施する。

１　業務名

「介護の日」普及啓発特別番組制作及び放送委託業務

２　業務目的

第９期愛知県高齢者福祉保健医療計画では、本県の介護職員が 2040 年には約３万３千人不足すると推計されており、介護に従事する人材の確保が喫緊の課題となっている。こうしたことから、多様な人材層からの参入を促進するため、広く県民に対し、厚生労働省が定めた「介護の日」（11 月 11 日）にちなんだ普及啓発事業を実施することで、介護職の認知度を上げるとともに介護職への理解促進とイメージアップを図ることを目的とする。

【参考　介護の日の趣旨について】
厚生労働省「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kaigo-day/

３　委託契約期間

契約締結の日から令和８年１２月１８日まで

４　業務の内容

（１）　特別番組放送のための企画設計

①　放送媒体

放送エリアに愛知県内全域を含むテレビ又はラジオ放送局

②　放送日

令和８年１１月４日（水）～１１月１１日（水）までのいずれか１日。放送日が複数に渡る場合は、上記期間が１日以上含まれれば期間外の放送日を含んでも差し支えない。

視聴率・聴取率の高い時間帯に放送することに努めることとし、放送時間等の詳細は甲と調整すること。

③　放送の長さ

ア　テレビ放送の場合は本編 11 分以上

イ　ラジオ放送の場合は本編60分以上

④　対象者

一般県民（偏った年代層を対象とするのではなく、若年層を中心とした幅広い年代層をターゲットに実施すること）

⑤　番組の名称

本番組のメインタイトルを付すこと。

（例：「あいち介護の日２０２６」）

⑥　番組内容

ア　若年層を中心とした幅広い年代層に対して介護と介護職の理解促進を図るため、「介護の日」の意義を具現化した、分かりやすくＰＲ効果の高い内容とし、著名人を起用する等話題性を高めるよう工夫すること。

（例）著名人による介護職の体験、介護職員へのインタビュー、介護機器の紹介、視聴者・聴取者参加型クイズ、介護に関わる漫才・落語など

イ　番組の最後などに協力団体等の紹介を行うこと。

（参考：前回令和７年度協力団体　９団体）

（一社）県老人福祉施設協議会、（一社）県介護福祉士会、（一社）県居宅介護支援事業者連絡協議会、（一社）県認知症グループホーム連絡協議会、（一社）県老人保健施設協会、（社福）県社会福祉協議会　福祉人材センター、県介護福祉士養成施設協議会、愛知労働局、(公財)介護労働安定センター愛知支部

⑦　成果物

ア　成果物の提出

以下のデータを収録したＣＤ－Ｒ若しくはＤＶＤ－Ｒ等を業務完了届提出時に甲に提出すること。

(ｱ) 放送した特別番組から、著作権のかかる楽曲等を除いたもの

(ｲ) 放送した特別番組にタイトルやテロップ等を付し、YouTubeに掲載できるよう編集を行ったもの

イ　成果物の二次使用

成果物について、以下の場面で二次使用できるものとする。

(ｱ) 愛知県のホームページへの掲載（番組放送日から少なくとも１年以上）

(ｲ) 愛知県が開催するイベントでの活用

(ｳ) その他、愛知県が実施する広報等

（２）　ＰＲ活動

①　チラシの作成、発送

「介護の日」をテーマに介護と介護職の魅力をＰＲする内容と、（１）の特別番組の情報、協力団体の情報等を掲載したチラシ（Ａ４サイズ両面刷り）を

作成し、甲が指示する宛先（１，０００か所程度、１箇所あたり５枚程度）に、甲が作成する送付書（Ａ４サイズ１枚）とともに送付すること。なお、送付用封筒には、本事業の案内郵便物であることが判別可能なようにすること。

また、愛知県のロゴマーク（次のイラスト）及び音声コードを付すこと。（音声コードについて　http://www8.cao.go.jp/shougai/onsei/onsei.html）

＜愛知県ロゴマーク＞

② 上記に加えて、マスコミ媒体や関連イベント、ウエブサイト、ＳＮＳ、電子公告等を活用した広報等、訴求効果の高いＰＲ活動を提案し、実施すること。

（３） 事業実施のための運営・管理

① 甲との調整
② 放送局管理者、撮影・収録会場管理者との調整
③ 参加者・出演者との調整
④ 撮影・収録会場の設営、運営、撤去、会場周辺整理
⑤ 特別番組の撮影・収録時の進行管理
⑥ その他すべての業務に関する手配、管理

（４） 「介護の魅力ネット・あいち」における広報活動等

甲が管理する上記ポータルサイト及び甲が実施する広報啓発活動等において、番組の事前ＰＲ等で活用するため、ＰＲ活動用のチラシの電子データを甲の指示する日までに提出すること。

また、上記チラシは、可能な限り上記ポータルサイトを周知する記述を含めること。

上記ポータルサイトや愛知県の行うＰＲ等において、事業実施結果等を広報するため、甲が指定する者が収録会場に立ち入り取材等を行うことを許容及び協力すること。

（５） その他

① 事業の実施にあたり、独自提案も含めた全ての業務について、甲が事前に内容等を確認できるものとする。

② 本基本仕様書及び企画提案書に予定されていない事項についても、甲乙協議のうえ委託金額の範囲内で実施できるものとする。

５　その他

（１）　この基本仕様書に定めるもののほか事業の詳細については、乙の企画提案書のとおりとする。

（２）　この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定める。

（３）　本業務の実施に当たっては、事前に甲と協議するとともに、進捗状況を逐次報告すること。

（４）　本業務に係る実施監査等が行われる際、乙は協力すること。

（５）　乙は、事業完了後５年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。

（６）　この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項によりがたい細部項目については、その都度、甲の指示を受けるものとする。